

神奈川県演劇鑑賞団体連絡会 規約

<名称>

第1条 この会は神奈川県演劇鑑賞団体連絡会という。

<構成>

第2条 この会は、神奈川県に所在し、定期的に会員による演劇鑑賞をもち、演劇を広く普及することを目的とし、会員の自主的な運営によって組織する演劇鑑賞団体によって構成する。

<目的>

第3条 1 この会は、所属する各団体の運動の発展を図ります。

2 この会は、神奈川県演劇鑑賞運動の発展を図ります。

3 県民を基盤とした演劇鑑賞運動の発展を図り、県内の芸術・文化の発展に寄与します。

4 全国演鑑連に加盟し、各地の鑑賞団体との友好を図り、日本の文化芸術の発展に寄与します。

<事業>

第4条 この会は第三条の目的を達成する為に次の事業を行います。

① 所属団体の要望に沿った、優れた観劇会作りの為に共同の努力と、提携を行います。

② 所属団体の経験の交流、情報の交換を行います。

③ 新しい鑑賞団体作りの為の努力と、活動を行います。

④ 県下の文化団体と連帯し、共同の諸活動を行います。

⑤ その他、目的に沿った事業を行います。

<機関と役員>

第5条 この会は、次の機関と役員を置きます。

① 総会—総会は、この会の最高決議機関で、所属団体の代表で構成され、年1回開催し、幹事会が召集します。

② 代表者会議—代表者会議は所属団体の責任者と事務局長で構成し、この会の円滑な発展に向けてその任務を遂行します。

③ 幹事会—幹事会は、代表者会議により互選された数名で構成し、会務の処理に当たります。

④ 事務局・事務局長—この会は、会の運営が円滑に進行するよう、幹事会の統轄の下に事

神奈川県演劇鑑賞団体連絡会議 規約 (案)

<名称と所在地>

第1条 この会は、神奈川県演劇鑑賞団体連絡会議（以下、ブロック）という。このブロックの事務所・事務局はブロック事務局長の所属する団体におく。

<目的>

第2条 ブロックは、豊かな人間性を育む平和で文化的な社会を求め、演劇鑑賞運動を通じて創造団体とともに日本演劇の民主的発展をめざすことを目的とする。

<活動>

第3条 ブロックは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 所属団体のサークル・会員の中にある潜在的な要望をくみ取り、すでに上演された作品や全国の例会作品の舞台成果を確かめつつ、優れた例会企画をブロック統一レパートリーとして実現する取り組み。

(2) 運営サークルを本流にした運動を展開していくための検証と改善に向けた取り組み。

(3) 加盟団体の経験交流や研修学習のための、定期的な活動交流集会や研究集会の開催の取り組み。

(4) 全国演劇鑑賞団体連絡会議に加盟し、演劇鑑賞団体や演劇創造団体と連帯した、演劇文化の発展のための取り組み。

(5) その他、目的に沿った取り組み。

<構成>

第4条 ブロックは、会員の自主的な運営によって組織された、目的をともにする演劇鑑賞団体によって構成する。

<機関と役員>

第5条 ブロックは、次の機関と役員をおく。

(1) 幹事会—幹事会は、加盟団体の事務局長またはそれと同等の責任を担う者で構成し、定期的開催して演劇鑑賞運動を前進させるための諸活動と、その提案を行う。

(2) 代表者会議—代表者会議は、加盟団体の事務局長と、代表者または継続的に参加可能な代表者に準じる者などで構成し、必要に応じてブロック事務局長がこれを招集し、この会の円滑な発展に向けて自らの組織の役割を明確にしてその任務を遂行する。

(3) ブロック事務局長—この会の継続的な活動を維持するために、ブロック事務局長1名を総会で選任する。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

務局を置きます。事務局長は総会で選出され再任を妨げません。

- ⑤ 専門部会—代表者会議は、必要に応じて専門部会を設置します。

＜財政＞

第6条 (1) この会の経費は、所属団体からの会費その他で賄います。

(2) 各団体の会費は月額とし、総会で決めます。

(3) 会計年度は、9月1日より翌年の8月31日までとします。

(4) この会の決算、予算は総会に図り、会計監査は財政収支を監査し、総会にその報告を行います。

＜規約の改廃＞

第7条 この規約の改廃は、総会の承認を必要とします。

付則

1. この規約は、1992年10月4日から施行する。
2. この規約は、1994年10月2日から改正施行する。
3. この規約は、2012年10月21日から改正施行する。

(4) 全国幹事—全国演劇鑑賞団体連絡会議の方針に向き合って運動を展開する為に、全国幹事1名をおく。全国幹事は幹事会で互選し、総会で承認を得る。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、ブロック事務局長に事故あるときはその職務を代行する。

(5) 会計担当—会計担当1名をおく。会計担当は幹事会で互選し、総会で承認を得る。任期は2年とする。

(6) 会計監査—会計監査は総会で選任する。任期は2年とする。

（総会）

第6条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

3 総会はブロック事務局長が招集し、委任状を含む加盟団体総数の過半数の出席により成立する。議事は出席団体の代表者の過半数によって議決する。総会の議長は、出席団体の役員の中から選出する。

4 総会は次の事項を承認する。

- (1) 活動報告及び決算
- (2) 活動計画及び予算
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の変更
- (5) 会費及び特別徴収に関する事項
- (6) 加盟の承認に関する事項
- (7) その他必要な事項

（財政）

第7条 ブロックの財政は、各加盟団体の加盟費をもってこれに充てる。

（活動年度）

第8条 ブロックの年度は、毎年9月1日から始まり翌年8月31日までとする。

（委任）

第9条 この規約に定めのない事項は、必要に応じてブロック事務局長が別に定め、代表者会議の承認を得る。

付則

1. この規約は、1992年10月4日から施行する。
2. この規約は、1994年10月2日から改正施行する。
3. この規約は、2012年10月21日から改正施行する。
4. この規約は、2013年10月20日から改正施行する。